民間児童養護施設等給食費に係る物価高騰対応支援補助金 Q&A

No.	質問	回答
1	おやつは対象となるのか。	対象となりません。朝食、昼食、夕食となるものが対象となります。
2	イベントの際に提供した食事は対象となるのか。	対象となりません。一時的ではなく、継続的に食事を提供したものが対象となり ます。
	給食提供の予定であった利用者が体調不良等で給食を食べな かった場合は、給付対象利用者に含んでよいか。	サービス利用がある場合は給付対象利用者に含めて問題ありません。 サービス利用がなかった場合は対象外です。
4	給食の提供を別の事業所に委託している場合も支援金の給付対象となるか。	給食提供業務を委託していても問題ありません。ただし、委託契約を変更し、施設等の負担が増えている場合であって、利用者負担を増額していない場合は対象となりますが、委託内容が変更なく施設等の負担が増えていない場合は対象となりません。
	給食提供にかかる利用者負担を増額していないことが条件に なっているが、やむを得ず利用者負担の引上げを行った場合は すべて対象外となるのか。	利用者負担を増額していないことを条件としますが、令和4年4月1日以降に利用者負担の引き上げを行った場合において、利用者負担を令和4年3月以前の金額以下に引き下げ、かつ引き上げ分を利用者に返金又は以後の徴収分から相殺する等により利用者負担を据え置く場合は支給の対象とします。料金引き下げ等の対応は一定の時間を要することも想定されることから、必ずしも申請日時点で対応済みであることは要件としません。ただし、事後の確認において対応されていないことが発覚した場合は支援金を返還いただくことになりますので、適切にご対応ください。
	同一法人で介護区分と障害区分の事業所を運営している場合、 申請は1つにまとめてもよいのか。	区分ごとの申請が必要であるため、介護区分・障害区分それぞれで分けて申請を 行ってください。
7	多機能型の施設については、どのように申請すればよいのか。	各々のサービス種別ごとの利用者数を算定し、申請いただくことになります。
8	従たる事業所については、どのように申請すればよいのか。	従たる事業所については、利用者数を主たる事業所と合算し、主たる事業所と一体のものとして申請するようにしてください。